

令和7年度事業計画書

令和7年度 事業計画書

I 基本方針

令和7年度についても、引き続き、定款第3条に定める目的を達成するため、市町村振興宝くじの収益金及びその運用益を活用して、市町村の財政を支援するための貸付事業をはじめ市町村を支援する事業を積極的かつ効果的に実施する。

道内市町村においては、人口減少や少子高齢化など市町村を取り巻く環境が大きく変化していることを踏まえ、協会としては、特に、

- ・自治体DXや地球温暖化対策の推進及び地域交通の確保といった市町村の喫緊の課題への対応など市町村の行政ニーズを踏まえた市町村振興支援事業の推進
- ・多様化・複雑化する行政ニーズに的確に対応できる市町村職員の資質向上及び人材育成を図るための研修事業の推進

に重点的に取り組むとともに、長期的に減少傾向にある市町村振興宝くじの販売促進のための広報宣伝活動に積極的に取り組む。

II 定款に定める事業の計画

1 市町村に対する資金貸付事業(定款第4条第1項第1号)

市町村及び一部事務組合等に対し、災害対策事業及び施設等整備事業の資金として、次のとおり資金貸付を行う。

区 分	長 期 貸 付	短 期 貸 付
予算額 (財源)	貸付金：8,000,000千円 (市町村振興宝くじ基金積立資産)	貸付金：500,000千円 (短期借入金収入)
	事務費：1,636千円(特定資産受取利息)	
貸付対象事業	地方財政法第32条に規定する公共事業で、地方債計画の資金区分において「銀行等引受資金」を借入できる事業	地方財政法第32条に規定する災害関連事業
貸付条件	貸付利率 (本則)	当協会と貸付条件を同じくする財政融資資金の貸付金利から0.3%を減じた利率(上限：年3.0%)
	貸付利率 (特例)	当協会と貸付条件を同じくする財政融資資金の貸付金利から0.3%を減じた利率(上限：年3.0%) ただし、災害救助法の適用を受けた市町村に対する貸付金利は、無利子
	償還期限	財政融資資金の貸付金利が0.4%以上0.7%未満の場合は、0.3%、0.3%以下の場合は、当該貸付金利と同率 ただし、貸付金利の下限は、15年償還0.14%、20年償還0.18%
	償還方法	15年以内若しくは20年以内(据置期間は、借入団体の希望により、3年以内の任意(年単位)の期間)
	貸付時期	貸付年度内
	貸付限度額	半年賦元金均等償還
	貸付年度の5月及び3月	随時
	原則として1事業5億円以内	

2 市町村振興宝くじ交付金の市町村への交付事業(定款第4条第1項第2号)

市町村が行う地方財政法第32条に規定する事業(公共事業の財源とする場合のほか、公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業)に対して次のとおり交付する。

区 分	交付金の概要	予算額及び財源
(1)新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ等)市町村交付金(規程第3条1号)	市町村交付金交付規程第4条の規定に基づき、均等割(4割)及び人口割(6割)により算定して得た合算額とする。	交付金 670,000千円
(2)市町村振興宝くじ(サマージャンボ等)市町村交付金(規程第3条2号)	市町村交付金交付規程第4条の2の規定に基づき、市町村の広報誌又はSNS等により実施した市町村振興宝くじの販売促進に向けた広報の実績(1媒体5万円)に応じた額とする。	交付金 50,000千円
合 計	交付金 720,000千円 事務費 260千円	(受取新宝くじ交付金振替額及び受取宝くじ交付金振替額並びに特定資産受取利息)

3 市町村等が実施する各種事業等に対する助成(定款第4条第1項第3号)

市町村等が地域活性化のために実施する各種事業及び市町村で構成する団体が行う次の事業に対して助成する。

事業名	事業概要	予算額及び財源
(1)いきいきふるさと推進事業助成金	地域の政策課題に基づき、地域の活性化を図るため、市町村又は市町村が関与する実行委員会等が広域的又は小規模(単独)で実施する観光振興や地場産業の振興などに向けた特色あるイベントや試験研究事業などのソフト事業等に対して助成金を交付する。	助成金 200,000千円 事務費 762千円
(2)未来を創る子ども応援事業助成金	地域の小・中・高生を対象として、シビックプライドをはじめ、地球環境問題や科学・先端技術といったテーマについての学びや体験を通じて地域の未来を担う子ども達の人材育成に資するソフト事業に対して助成金を交付する。	助成金 50,000千円 事務費 34千円
(3)地域づくりセミナー開催助成金	地域住民や自治体職員を対象とし、地域の活性化等を図るためのセミナーの開催に要する経費に対して助成金を交付する。	助成金 38,000千円 事務費 88千円
(4)市町村アカデミー等研修受講助成金	市町村職員等の専門的、実務的資質の向上と国際化対応能力等の育成を図るため、市町村職員中央研修所及び全国市町村国際文化研修所が実施する研修の受講に要する経費に対して、当該受講生を派遣した市町村等に助成金を交付する。	助成金 12,000千円 事務費 110千円
(5)広域消防航空応援交付金	火山噴火、地震、風水害、林野火災等の大規模災害又は高層建築物災害、コンビナート火災等の特殊災害において、北海道広域消防相互応援協定に基づく回転翼航空機による消防航空応援を受けた市町村が支払った実費の範囲内で交付金を交付する。	交付金 3,000千円 事務費 7千円
(6)災害見舞金	災害救助法の適用区域に指定された市町村に対し、災害の規模及び態様に応じて見舞金を交付する。	見舞金 10,000千円 事務費 7千円

事業名	事業概要	予算額及び財源
(7)市町村自治関係 5団体助成金	市町村自治関係5団体が実施する研修事業等に対して助成金を交付する。	助成金 29,992千円 事務費 10千円
	① 北海道市長会研修等助成事業	11,550千円
	② 北海道町村会研修等助成事業	11,757千円
	③ 北海道市議会議長会研修助成事業	910千円
	④ 北海道町村議会議長会研修助成事業	4,775千円
	⑤ 北海道町村等監査委員協議会研修助成事業	1,000千円
合計	助成金 329,992千円 交付金 3,000千円 見舞金 10,000千円 事務費 1,018千円 合計 344,010千円	〔受取宝くじ交付金振替額及び受取全国協会等助成金並びに特定資産受取利息〕

4 市町村の振興に関する調査研究及び情報資料等提供事業(定款第4条第1項第4号)

(1) 調査研究事業

市町村共通の政策課題等について調査研究し、その成果を市町村等に提供する。

事業名	事業概要	予算額及び財源
(仮) 地域再生に向けたソーシャルビジネスのあり方に関する調査研究事業	急速な人口減少が進む中、条件不利地域における公共サービスの維持と若年世代の定着促進に向けたソーシャルビジネスのあり方について、調査研究に取り組む。	3,606千円
合計	事業費 3,606千円 (受取宝くじ交付金振替額)	

(2) 情報資料等提供事業

市町村の振興に必要な情報収集や資料の整備を行い、政策情報や行財政関係資料・情報を市町村等に提供する。

事業名	事業概要	予算額及び財源
①市町村ライブラリー提供事業	行財政関係図書・資料等を整備し、市町村職員等の情報収集の場として提供する。	1,307千円
②情報収集・提供事業	市町村の行財政運営等に関する各種の情報を収集・提供する。	638千円
③市町村政策情報誌(プラクティス)発行事業	「市町村政策情報誌(プラクティス)」を発行する。(年2回、A4判:1,200部/回)	9,891千円
④市町村要覧発行事業	「北海道市町村要覧」を発行する。(A4判:1,500部)	1,222千円
合計	事業費 13,058千円 (受取宝くじ交付金振替額)	

5 市町村職員等の資質向上及び人材育成を図るための研修事業(定款第4条第1項第5号)
地域づくりを担う人材育成と資質向上を図るため、各種の研修事業を実施する。

事業名	事業概要	予算額及び財源
(1) 北海道市町村長交流セミナー開催事業	市町村長を対象に時宜に即した政策課題をテーマとしたセミナーを開催する。 また、市町村長相互並びに北海道知事及び北海道幹部職員との情報交換を行う「交流の夕べ」を開催する。	3,850千円 ※「交流の夕べ」開催に係る予算額は別途計上
(2) 市町村職員外国派遣研修事業	市町村職員等を対象に、諸外国における行政実情や地域づくり等の先進事例の視察調査を通じて総合的行政能力の向上を図るとともに、国際的視野と識見をもった人材を養成することを目的とした研修を実施する。	30,458千円
(3) 市町村職員国内先進事例研修事業	市町村職員等を対象に、先進的な取組を行っている道内外の市町村の現地視察や訪問先職員・地域リーダーとの意見交換を通じて資質の向上や人材の育成を図り、今後の個性豊かな地域づくりの推進に資することを目的とした研修を実施する。	3,238千円
(4) 市町村職員政策研修会開催事業	市町村職員等を対象に、地域の振興施策に関する知識を深め、その政策能力の一層の向上を図り、市町村の活性化に資することを目的とした研修会を開催する。	3,890千円
(5) 市町村職員研修センター運営事業	市町村職員等の資質向上と能力開発の研修を行うため、北海道市長会及び北海道町村会が主体となり設立した「北海道市町村職員研修センター」の運営に要する経費を負担する。	57,574千円
合計	事業費 99,010千円 (受取宝くじ交付金振替額)	

6 その他当協会の目的を達成するために必要な事業の実施(定款第4条第1項第6号)

Ⅲ 市町村振興宝くじの販売促進事業

当協会の主要財源である宝くじ交付金収入の安定確保を図るため、市町村振興宝くじ(サマージャンボ等)及び新市町村振興宝くじ(ハロウィンジャンボ等)の販売促進に向けて、啓発物資の作成・配布やテレビ等各種広報媒体を活用した広報宣伝活動を実施する。

予算額： 10,206千円 (財源：特定資産受取利息)

Ⅳ 資産の運用 (議案第6号関係)

資産の運用は、「資産運用規程」に定める基本方針及び運用方針に基づき、安全で確実かつ有利な方法により行う。

V 北海道自治会館の管理運営

北海道自治会館の共有者である北海道市町村職員共済組合及び入居自治関係団体との連絡調整を図りながら施設等の適切な管理運営を行う。

また、市町村の振興に寄与するため、北海道市長会や北海道町村会等関係団体に対して事務室を無償貸与するとともに、市町村及び関係団体に対して会議室を無償で貸出を行う。

VI その他

1 関係団体との連携

一般財団法人全国市町村振興協会、北海道、北海道市長会及び北海道町村会のほか、道立総合研究機構等の関係団体と密接な連携の下、当協会事業を推進する。

2 ホームページを活用した情報の発信

当協会運営の透明性を高めるため、財務状況や事業活動状況など当協会のホームページを活用した積極的な情報発信を行う。